

< 巻末資料 >

・ CNG 車保有状況調査アンケート

次世代自動車に係る処理実態調査

( CNG 車保有状況調査 )

1. 御社で保有する ( リース含む ) CNG 車についてお伺いします。

1-1. 現在保有する CNG 車の台数について、おおよそで構いませんのでご回答ください。

CNG 車保有台数	台
-----------	---



また、上記保有 CNG 車の車名及び台数についてもご回答ください  
 ( 下記選択肢にないものは「その他」に車名と台数をご記入ください )  
 \* 車種別の台数の合計は上記保有台数と一致させてください。

	車種	台数		車種	台数	
いすゞ	エルフ (トラック)	台	日産	AD (バン)	台	
	エルフ (塵芥車)	台		クルー	台	
	フォワード (トラック)	台		セドリック	台	
	フォワード (塵芥車)	台		シビリアン (バス)	台	
	エルガ (バス)	台		キャラバン (トラック)	台	
日野	デュトロ (トラック)	台		アトラス (塵芥車)	台	
	デュトロ (塵芥車)	台		アトラス (トラック)	台	
	ブルーリボンシティ (バス)	台		マツダ	ファミリア (バン)	台
	レインボー (バス)	台			タイタン (トラック)	台
UD	コンドル (トラック)	台	三菱	ミニキャブ (バン)	台	
	コンドル (塵芥車)	台	スズキ	ワゴン R	台	
	レンジャー (トラック)	台	ダイハツ	ミラ (バン)	台	
トヨタ	プロボックス (バン)	台		ハイゼットカーゴ (トラック)	台	
	ダイナトヨエース (トラック)	台	その他		台	
	ダイナトヨエース (塵芥車)	台			台	
ホンダ	シビック GX	台			台	

1-2. 現在までに CNG 車のタンクを交換したことがありますか。「あり」とご回答いただいた場合、タンク交換した理由、取り付けたタンクの種別、及び取り外したタンクの引渡し先についてもご回答ください。(あてはまるもの全てに をつけてください)

あり なし	➔	タンク 交換理由	事故等でタンクが破損した 容器検査で不合格となった タンク使用期限を超過した その他(具体的に: _____)
	取付 タンク 種別	純正品      非純正品      不明・分からない *非純正品の場合、具体的メーカーが分かれば ご記入ください ↳ メーカー名: _____)	
	取外 タンク 引渡し先	ディーラー      整備業者      廃棄物処分業者 解体業者      不明・分からない その他(具体的に: _____)	

2. 御社で保有する(リース含む)CNG車の廃棄実態についてお伺いします。

2-1. 現在まで CNG 車を廃車した台数をおおよそで構いませんのでご回答ください  
(ない場合は0をご記入ください)

CNG 車廃車台数	台
-----------	---

\*中古車として再販した車両は除いてご回答ください

2-2. 上記ご回答いただいた廃車となった CNG 車について、廃車と判断した理由について  
ご回答ください(あてはまるもの全てに をつけてください)

<p>故障(事故)し、修理費用が高かったため</p> <p>タンク交換が必要で、交換費用が高かったため</p> <p>走行距離が多くなったため(判断した走行距離:おおよそ _____ km)</p> <p>使用年数が多くなったため(判断した使用年数:おおよそ _____ 年)</p> <p>その他(具体的に _____ )</p>
--

2-3. 上記ご回答いただいた廃車をどこに引渡したのかをあてはまるもの全てに をつけてください。  
 また引渡先ごとの取引形態についてもご回答ください。

引渡先	取引形態		
ディーラー	有価で販売	無償で引渡し	処理費用支払い
整備業者、中古車業者	有価で販売	無償で引渡し	処理費用支払い
解体業者	有価で販売	無償で引渡し	処理費用支払い
その他	有価で販売	無償で引渡し	処理費用支払い
不明・分からない	有価で販売	無償で引渡し	処理費用支払い

上記で 解体業者、 その他 とご回答された方は、具体的な引渡先（業者名）  
 が分かればご回答ください。

解体業者	
その他	

2-4. 廃車の引渡先を決定した理由についてあてはまるものに をつけてください（ は一つ）

CNG 車購入先のため
CNG 車整備先のため
買取金額が高いため
適正処理を実施してくれるため
引渡先が近いため
その他（具体的に： _____）

3. 御社で保有する（リース含む）CNG 車について、使用及び廃棄にあたって何か問題点等がありましたら、どんなことでも構いませんので、ご意見をお願いします。

--

以上、お忙しい中アンケートにご協力いただきましてありがとうございました。

最後に、御社名、御部署及び御名前をご記入ください。

御社名			
御部署名		御名前	

・初度登録年度別の残存率

初度登録年度	残存率			
	乗用車	小型乗用車	貨物車	小型貨物車
2012/4～2013/3	99.66%	99.77%	99.77%	99.84%
2011/4～2012/3	99.05%	99.10%	99.23%	99.43%
2010/4～2011/3	97.43%	97.26%	97.97%	98.18%
2009/4～2010/3	95.39%	94.94%	96.30%	95.68%
2008/4～2009/3	92.68%	91.73%	93.19%	91.30%
2007/4～2008/3	88.75%	86.71%	84.84%	79.80%
2006/4～2007/3	88.40%	86.71%	82.75%	77.00%
2005/4～2006/3	85.26%	83.99%	79.85%	73.64%
2004/4～2005/3	82.62%	80.87%	74.32%	66.65%
2003/4～2004/3	75.68%	73.81%	70.21%	61.69%
2002/4～2003/3	70.50%	69.19%	58.72%	49.23%
2001/4～2002/3	58.72%	55.75%	50.90%	41.70%
2000/4～2001/3	53.56%	49.39%	45.84%	38.50%
1999/4～2000/3	41.22%	36.99%	40.92%	34.71%
1998/4～1999/3	33.69%	29.78%	35.73%	30.48%
1997/4～1998/3	23.65%	19.83%	32.11%	27.05%
1996/4～1997/3	18.61%	15.46%	29.63%	24.44%
1995/4～1996/3	12.32%	9.71%	24.72%	20.05%
1994/4～1995/3	9.53%	7.52%	20.92%	16.75%
1993/4～1994/3	7.35%	5.77%	17.30%	13.58%
1992/4～1993/3	5.77%	4.67%	14.26%	11.13%
1991/4～1992/3	5.13%	4.11%	11.85%	9.22%
1990/4～1991/3	3.95%	3.19%	9.71%	7.15%
1989/4～1990/3	3.17%	2.63%	7.56%	5.37%
1988/4～1989/3	2.00%	1.71%	5.79%	4.19%
1987/4～1988/3	1.54%	1.29%	4.40%	3.19%
1986/4～1987/3	1.22%	1.05%	3.40%	2.38%
1985/4～1986/3	0.97%	0.84%	2.66%	1.85%
1984/4～1985/3	0.79%	0.66%	2.06%	1.37%

出所：自動車検査登録情報協会「わが国の自動車保有動向」

・CNG 車関連法令（高圧ガス保安法）

高圧ガス保安法における CNG 車用タンクの定義

用語の定義	<p>容器保安規則第二条</p> <p>この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>十二 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器 次のイ又はロに掲げるもの</p> <p style="padding-left: 2em;">イ 圧縮天然ガス自動車燃料装置用継目なし容器</p> <p style="padding-left: 2em;">継目なし容器であって、自動車（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第二項に規定する自動車をいい、二輪自動車を除く。以下同じ。）の燃料装置用として圧縮天然ガスを充てんするための容器</p> <p style="padding-left: 2em;">ロ 圧縮天然ガス自動車燃料装置用複合容器</p> <p style="padding-left: 2em;">繊維強化プラスチック複合容器であって、自動車の燃料装置用として圧縮天然ガスを充てんするための容器</p>
-------	---

高圧ガス容器製造に係る関連法規

製造の方法	<p>高圧ガス保安法第四十一条</p> <p>1.高圧ガスを充填する為の容器（以下単に「容器」という。）の製造の事業を行なう者（以下「容器製造業者」という。）は、経済産業省令で定める技術上の基準に従って容器の製造をしなければならない。</p> <p>2.経済産業大臣は、容器製造業者の製造の方法が前項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、その技術上の基準に従って容器の製造をすべき事を命ずることができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="text-align: center;">経済産業省令で定める技術上の基準</td> </tr> <tr> <td> <p>容器保安規則第三条</p> <p>法第四十一条一項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 容器は、充てんする高圧ガスの種類、充てん圧力、使用温度及び使用される環境に応じた適切な材料を使用して製造すること。</p> <p>二 容器は、充てんする高圧ガスの種類、充てん圧力、使用温度及び使用される環境に応じた適切な肉厚を有するように製造すること。</p> <p>三 容器は、その材料、使用温度及び使用される環境に応じた適切な構造及び仕様により製造すること。</p> <p>四 容器は、その材料及び構造に応じた適切な加工、溶接及び熱処理の方法に</p> </td> </tr> </table>	経済産業省令で定める技術上の基準	<p>容器保安規則第三条</p> <p>法第四十一条一項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 容器は、充てんする高圧ガスの種類、充てん圧力、使用温度及び使用される環境に応じた適切な材料を使用して製造すること。</p> <p>二 容器は、充てんする高圧ガスの種類、充てん圧力、使用温度及び使用される環境に応じた適切な肉厚を有するように製造すること。</p> <p>三 容器は、その材料、使用温度及び使用される環境に応じた適切な構造及び仕様により製造すること。</p> <p>四 容器は、その材料及び構造に応じた適切な加工、溶接及び熱処理の方法に</p>
経済産業省令で定める技術上の基準			
<p>容器保安規則第三条</p> <p>法第四十一条一項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 容器は、充てんする高圧ガスの種類、充てん圧力、使用温度及び使用される環境に応じた適切な材料を使用して製造すること。</p> <p>二 容器は、充てんする高圧ガスの種類、充てん圧力、使用温度及び使用される環境に応じた適切な肉厚を有するように製造すること。</p> <p>三 容器は、その材料、使用温度及び使用される環境に応じた適切な構造及び仕様により製造すること。</p> <p>四 容器は、その材料及び構造に応じた適切な加工、溶接及び熱処理の方法に</p>			

	より製造すること。 五 容器は、適切な寸法精度を有するように製造すること。
容器検査	<p>高压ガス保安法第四十四条</p> <p>・ 容器の製造又は輸入をした者は、経済産業大臣、協会又は経済産業大臣が指定する者（以下「指定容器検査機関」という。）が経済産業省令で定める方法により行なう容器検査を受け、これに合格したのものとして刻印又は標章の掲示がされているものでなければ、当該容器を譲渡し、又は引き渡してはならない。</p> <p>容器保安法第六条（容器検査の方法）</p> <p>法第四十四項第一項の経済産業省令で定める方法は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 容器検査は、必要に応じて、試験片、試験圧力、試験媒体、保持時間、確認手段その他の再現性を確保するために明らかにすべき事項に係る条件を明らかにしてこれを行なうこと。</p> <p>二 試験の手順、試験片、試験機等は、必要に応じて、日本工業規格その他の標準化した規格を用いること。</p> <p>三 経済産業大臣が材料、肉厚、構造等が適切であると認めたと認められた容器であって、かつ、適当と認められる材料の品質及び容器の強度を示す図書その他の容器検査に必要な資料を備えているものについては、当該資料に係る試験又は検査を省略することができる。</p> <p>四 容器検査の結果に係る記録を適切に作成し、これを保存すること。</p>
刻印等	<p>高压ガス保安法第四十五条</p> <p>1. 経済産業大臣、協会又は指定容器検査機関は、容器が容器検査に合格した場合において、その容器が刻印をすることが困難なものとして経済産業省令で定める容器以外のものであるときは、速やかに、経済産業省令で定めるところにより、その容器に、刻印をしなければならない。</p> <p>2. 経済産業大臣、協会又は指定容器検査機関は、容器が容器検査に合格した場合において、その容器が前項の経済産業省令で定める容器であるときは、速やかに、経済産業省令で定めるところにより、その容器に、標章を掲示しなければならない。</p> <p>3. 何人も、前2項、第49条の25第1項（第49条の33第2項において準用する場合を含む。次条第1項第3号において同じ。）若しくは第49条の25第2項（第49条の33第2項において準用する場合を含む。次条第1項第3号において同じ。）又は第54条第2項に規定する場合のほか、容器に、第1項の刻印若しくは前項の標章の掲示（以下「刻印等」という。）又はこれらと</p>

紛らわしい刻印等をしてはならない。

容器保安規則第八条（刻印等の方式）

1.法第四十五条一項の規定により、刻印をしようとする者は、容器の厚肉の部分の見やすい箇所に、明瞭に、かつ、消えないように次の各号に掲げる事項をその順序で刻印しなければならない。

- 一 検査実施者の名称の符号
  - 二 容器製造業者（検査を受けた者が容器製造業者と異なる場合にあつては、容器製造業者及び検査を受けた者）の名称又はその符号
  - 三 充てんすべき高压ガスの種類（圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器にあつてはCNG）
  - 四 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器にあつては、前号に掲げる事項に続けて、次に掲げる圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の区分及び当該容器が荷室用容器である場合にあつてはその旨の表示（記号 R）
    - イ 圧縮天然ガス自動車燃料装置用継目なし容器（記号 V1）
    - ロ ライナーの最小破裂圧力が最高充てん圧力の百二十五パーセント以上の圧力である金属ライナー製圧縮天然ガス自動車燃料装置用複合容器（記号 V2）
    - ハ ライナーの最小破裂圧力が最高充てん圧力の百二十五パーセント未満の圧力である金属ライナー製圧縮天然ガス自動車燃料装置用複合容器（記号 V3）
- 同項第四号の容器の区分については、当該容器がプラスチックライナー製圧縮天然ガス自動車燃料装置用複合容器である場合にあつてはV4
- 九 容器検査に合格した年月（内容積が四千リットル以上の容器、高压ガス運送自動車用容器、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器及び液化天然ガス自動車燃料装置用容器にあつては、容器検査に合格した年月日）
- 十 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器にあつては、次に掲げる容器に応じて、それぞれ次に定める充てん可能期限年月日
  - イ 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器 容器検査に合格した日の前日から起算して十五年を経過した日（十五年を超えて圧縮天然ガスを充てんできるものとして製造された容器にあつては、二十年を超えない範囲内において、容器製造業者が定めた日）
- 十二 圧縮ガスを充てんする容器、超低温容器及び液化天然ガス自動車燃料装置用容器にあつては、最高充てん圧力（記号 FP、単位 メガパスカ

	ル)及びM	
--	-------	--

高圧ガス容器使用に係る関連法規

表示	<p>高圧ガス保安法第四十六条</p> <p>1. 容器の所有者は、次に掲げるときは、遅滞なく、経済産業省令で定めるところにより、その容器に、表示をしなければならない。その表示が滅失したときも、同様とする。</p> <p>一 容器に刻印等がされたとき。</p> <p>二 容器に第四十九条の二十五第一項の刻印又は同条第二項の標章の掲示をしたとき。</p> <p>三 第四十九条の二十五第一項の刻印又は同条第二項の標章の掲示(以下「自主検査刻印等」という。)がされている容器を輸入したとき。</p> <p>2. 容器(高圧ガスを充填したものに限り、経済産業省令で定めるものを除く。)の輸入をした者は、容器が第二十二条第一項の検査に合格したときは、遅滞なく、経済産業省令で定めるところにより、その容器に、表示をしなければならない。その表示が滅失したときも、同様とする。</p> <p>3. 何人も、前二項又は第五十四条第三項に規定する場合のほか、容器に、前二項の表示又はこれと紛らわしい表示をしてはならない。</p>
	<p>容器保安規則第十条(表示の方式)</p> <p>1. 法第四十六条第一項の規定により表示をしようとする者(当該容器を譲渡することがあらかじめ明らかな場合における容器の製造又は輸入をした者を除く。)は、次の各号に掲げるところに従って行わなければならない。</p> <p>二 容器の外面に次に掲げる事項を明示するものとする。</p> <p>イ 充てんすることができる高圧ガスの名称</p> <p>ロ 充てんすることができる高圧ガスが可燃性ガス及び毒性ガスの場合にあっては、当該高圧ガスの性質を示す文字(可燃性ガスにあっては「燃」、毒性ガスにあっては「毒」)</p> <p>三 容器の外面に容器の所有者(当該容器の管理業務を委託している場合にあっては容器の所有者又は当該管理業務受託者)の氏名又は名称、住所及び電話番号(以下この条において「氏名等」という。)を告示で定めるところに従って明示するものとする。ただし、次のイ及びロに掲げる容器にあってはこの限りでない。</p> <p>イ 液化石油ガス自動車燃料装置用容器、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器及び液化天然ガス自動車燃料装置用容器であって、道路運送車両法第五十八条に定める自動車検査</p>



	<p>証（以下単に「自動車検査証」という。）に記載されている所有者と容器の所有者が同一であるもの</p> <p>2.前項第三号の規定により氏名等の表示をした容器の所有者は、その氏名等に変更があつたときは、遅滞なく、その表示を変更するものとする。この場合においては、前項第三号の例により表示を行うものとする。</p> <p>3.法第四十六条第二項の規定により表示をしようとする者は、第一項第二号イ及び第一項第三号に掲げる事項を明示する方式に従って行わなければならない。ただし、輸出に供する容器にあつては、第一項第三号に掲げる事項を明示することを要しない。</p> <p>5.保安上支障がないものとして別に告示に定める方式に適合している場合又は表示の方式について経済産業大臣の認可を受けた場合は、第一項から第三項までの規定にかかわらず、それぞれ当該告示で定める方式又は当該経済産業大臣の認可を受けた方式に従って法第四十六条第一項又は第二項の表示とすることができる。</p> <p>（容器を譲り受けた者が行う表示）</p> <p>第十一条 法第四十七条第一項の規定により表示をしようとする者は、前条第一項第三号及び第四項の規定の例により行わなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="564 1070 1321 2004"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="564 1070 1321 1182">           容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示         </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="564 1182 1321 1227">           第一条（表示の方式）         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="564 1227 638 2004">           三         </td> <td data-bbox="638 1227 1321 2004">           規則第十条第一項第二号及び第三号に規定する表示 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器及び液化天然ガス自動車装置用容器にあつては、規則第十条第一項第二号の表示については次のイからホまでに掲げる方式、同項第三号の表示についてはへに掲げる方式            イ 充てんすべきガスの名称(圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器にあつては「圧縮天然ガス」、圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては「圧縮水素」、液化天然ガス自動車燃料装置用容器にあつては「液化天然ガス」)を明示すること。            ロ 自動車に用いるものであることを示す文字(「車両専用」)を明示すること。            ハ 自動車に装置した容器にあつては、はがれるおそれのない様式第一に定める容器証票を容器の外面の見やすい箇所へ貼付すること。            ニ 自動車に装置した容器にあつては、はがれるおそれのない様式第二に定める車載容器一覧証票を車両表面の見やすい         </td> </tr> </table>	容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示		第一条（表示の方式）		三	規則第十条第一項第二号及び第三号に規定する表示 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器及び液化天然ガス自動車装置用容器にあつては、規則第十条第一項第二号の表示については次のイからホまでに掲げる方式、同項第三号の表示についてはへに掲げる方式 イ 充てんすべきガスの名称(圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器にあつては「圧縮天然ガス」、圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては「圧縮水素」、液化天然ガス自動車燃料装置用容器にあつては「液化天然ガス」)を明示すること。 ロ 自動車に用いるものであることを示す文字(「車両専用」)を明示すること。 ハ 自動車に装置した容器にあつては、はがれるおそれのない様式第一に定める容器証票を容器の外面の見やすい箇所へ貼付すること。 ニ 自動車に装置した容器にあつては、はがれるおそれのない様式第二に定める車載容器一覧証票を車両表面の見やすい
容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示							
第一条（表示の方式）							
三	規則第十条第一項第二号及び第三号に規定する表示 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器及び液化天然ガス自動車装置用容器にあつては、規則第十条第一項第二号の表示については次のイからホまでに掲げる方式、同項第三号の表示についてはへに掲げる方式 イ 充てんすべきガスの名称(圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器にあつては「圧縮天然ガス」、圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては「圧縮水素」、液化天然ガス自動車燃料装置用容器にあつては「液化天然ガス」)を明示すること。 ロ 自動車に用いるものであることを示す文字(「車両専用」)を明示すること。 ハ 自動車に装置した容器にあつては、はがれるおそれのない様式第一に定める容器証票を容器の外面の見やすい箇所へ貼付すること。 ニ 自動車に装置した容器にあつては、はがれるおそれのない様式第二に定める車載容器一覧証票を車両表面の見やすい						

箇所へ貼付すること。

ホ 自動車に装置した容器にあっては、はがれるおそれのない様式第三に定める車載容器総括証票を燃料充てん口近傍へ貼付すること。

ヘ 自動車に装置した容器(道路運送車両法(昭和二十六年法律百八十五号)第五十八条に定める自動車検査証(以下単に「自動車検査証」という。)に記載されている所有者又は道路運送車両法第三十三条に定める譲渡証明書に記載されている自動車の譲受人と容器の所有者が同一でないものに限る。)及び自動車に装置していない容器(当該容器を譲渡することがあらかじめ明らかかな場合における容器の自動車への装着者が所有するものを除く。)にあっては、容器の外面の見やすい箇所に規則第十条第一項第三号の氏名等(以下「氏名等」という。)に記載した票紙であってはがれるおそれのないものを貼付すること。

様式第一(第1条第2項第3号関係)

容器証票	
搭載者名称	
搭載日	年 月 日
車台番号	

様式第二(第1条第1項第2号及び第2項第3号関係)

車載容器一覧証票		
	容器の記号及び番号	附属品の記号及び番号
1		
2		
3		
4		
充てん可能期限	年 月 日	
車台番号		

様式第三(第1条第3号関係)

車載容器総括証票	
搭載容器本数	

	充てん可能期限	年	月	日
	検査有効期限	年	月	日
	最高充てん圧力			
	車台番号			
充てん	<p>高圧ガス保安法第四十八条</p> <p>1.高圧ガスを容器（再充てん禁止容器を除く。以下この項において同じ。）に充てんする場合は、その容器は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。</p> <p>一 刻印等又は自主検査刻印等がされているものであること。</p> <p>二 第四十六条第一項の表示をしてあること。</p> <p>三 バルブ（経済産業省令で定める容器にあつては、バルブ及び経済産業省令で定める附属品。以下この号において同じ。）を装置してあること。この場合において、そのバルブが第四十九条の二第一項の経済産業省令で定める附属品に該当するときは、そのバルブが附属品検査を受け、これに合格し、かつ、第四十九条の三第一項又は第四十九条の二十五第三項（第四十九条の三十三第二項において準用する場合を含む。以下この項、次項、第四項及び第四十九条の三第二項において同じ。）の刻印がされているもの（附属品検査若しくは附属品再検査を受けた後又は第四十九条の二十五第三項の刻印がされた後経済産業省令で定める期間を経過したもの又は損傷を受けたものである場合にあつては、附属品再検査を受け、これに合格し、かつ、第四十九条の四第三項の刻印がされているもの）であること。</p> <p>五 容器検査若しくは容器再検査を受けた後又は自主検査刻印等がされた後経済産業省令で定める期間を経過した容器又は損傷を受けた容器にあつては、容器再検査を受け、これに合格し、かつ、次条第三項の刻印又は同条第四項の標章の掲示がされているものであること。</p>			
	<p>容器保安規則第二十四条（容器再検査の期間）</p> <p>1.法第四十八条第一項第五号の経済産業省令で定める期間は、容器再検査を受けたことのないものについては刻印等において示された月（以下「容器検査合格月」という。）の前月の末日（内容積が四千リットル以上の容器、高圧ガス運送自動車用容器、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器及び液化天然ガス自動車燃料装置用容器にあつては刻印等において示された月日の前日）容器再検査を受けたことのあるものについては前回の容器再検査合格時における第三十七条第一項第一号に基づく刻印又は同条第二項第一号に基づく標章において示された月（以下「容器再検査合格月」という。）の前</p>			

	<p>月の末日（内容積が四千リットル以上の容器、高圧ガス運送自動車用容器、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器及び液化天然ガス自動車燃料装置用容器にあっては刻印等において示された月日の前日）から起算して、それぞれ次の各号に掲げる期間とする。</p> <p>五 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器については、経過年数四年、経過年数四年を超えるものは二年一月</p>
<p>容器再検査</p>	<p>高圧ガス保安法第四十九条</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 容器再検査は、経済産業大臣、協会、指定容器検査機関又は経済産業大臣が行う容器検査所の登録を受けた者が経済産業省令で定める方法により行う。</li> <li>2. 容器再検査においては、その容器が経済産業省令で定める高圧ガスの種類及び圧力の大きさ別の規格に適合しているときは、これを合格とする。</li> <li>3. 経済産業大臣、協会、指定容器検査機関又は容器検査所の登録を受けた者は、容器が容器再検査に合格した場合において、その容器が第45条第1項の経済産業省令で定める容器以外のものであるときは、速やかに、経済産業省令で定めるところにより、その容器に、刻印をしなければならない。</li> <li>4. 経済産業大臣、協会、指定容器検査機関又は容器検査所の登録を受けた者は、容器が容器再検査に合格した場合において、その容器が第45条第1項の経済産業省令で定める容器であるときは、速やかに、経済産業省令で定めるところにより、その容器に、標章を掲示しなければならない。</li> <li>5. 何人も、前2項に規定する場合のほか、容器に、第3項の刻印若しくは前項の標章の掲示又はこれらと紛らわしい刻印若しくは標章の掲示をしてはならない。</li> <li>6. 容器検査所の登録を受けた者が容器再検査を行うべき場所は、その登録を受けた容器検査所とする。</li> </ol> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>容器保安規則第二十五条（容器再検査の方法）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 法第四十九条第一項の経済産業省令で定める方法は、告示に定めるものとする。</li> <li>2. 前項の規定にかかわらず、経済産業大臣の認可を受けた場合は、当該認可に係る方法をもつて法第四十九条第一項の経済産業省令で定める方法とすることができる。</li> </ol> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>容器保安規則第二十六条（容器再検査における容器の規格）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>3. 法第四十九条第二項の経済産業省令で定める規格のうち、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器に係るものは、次の各号に掲げるものとする。</li> </ol> </div>

	<p>一 容器は、第一項第一号の例により外観検査(外面に係るものに限る。)を行い、これに合格するものであること。</p> <p>二 容器は、次に掲げるところにより漏えい試験を行い、これに合格するものであること。</p> <p>三 その他告示に定める基準に適合するものであること。</p> <p>5.前各項の規定にかかわらず、経済産業大臣の認可を受けた場合は、当該認可に係る規格をもつて法第四十九条第二項の経済産業省令で定める容器の規格とすることができる。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告知 第二十二条(容器再検査における容器の規格)</p> <p>1.第二十六条第一項第四号の告示で定める基準は、刻印等において示された容器検査年月又は製造年月から十五年を経過していないこととする。</p> <p>2.規則第二十六条第三項第三号及び第四項第四号の告示で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器及び液化天然ガス自動車燃料装置用容器にあつては刻印等において示された容器検査年月日又は製造年月日から十五年を経過していないこと。(15年を超えて圧縮天然ガスを充填できるものとして製造された容器にあつては、20年を超えない範囲内において、容器製造業者が定めた日)</p> <p>二 自動車に装置されている容器にあつては、次に掲げるものとする。</p> <p>イ 容器に貼付されている容器証票に記載された車台番号は、当該容器が現に装置されている車台番号と同一であること。</p> <p>ロ 容器は、当該容器に貼付されている容器証票に記載された車台番号と異なる車台番号の自動車に装置されたことがないものであること。</p> <p>三 自動車に装置されていない容器にあつては、自動車に装置されたことがないものであること。</p> </div>
<p>付属品 再検査</p>	<p>高压ガス保安法四十九条四</p> <p>1.附属品再検査は、経済産業大臣、協会、指定容器検査機関又は容器検査所の登録を受けた者が経済産業省令で定める方法により行う。</p> <p>2.附属品再検査においては、その附属品が経済産業省令で定める高压ガスの種類及び圧力の大きさ別の附属品の規格に適合しているときは、これを合格とする。</p> <p>3.経済産業大臣、協会、指定容器検査機関又は容器検査所の登録を受けた者は、附属品が附属品再検査に合格したときは、速やかに、経済産業省令で定める</p>

ところにより、その附属品に、刻印をしなければならない。

4.何人も、前項に規定する場合のほか、附属品に、同項の刻印又はこれと紛らわしい刻印をしてはならない。

5.第49条第6項の規定は、附属品再検査を行うべき場所に準用する。

容器保安規則第二十九条（附属品再検査における附属品の規格）

1.法第四十九条の四第二項の経済産業省令で定める高压ガスの種類及び圧力の大きさ別の規格は、次の各号に掲げるものとする。

一 附属品は、次のイ及びロに規定するところにより外観検査を行い、これに合格するものであること。

イ 附属品ごとに行うこと。

ロ 附属品の使用上支障のある腐食、割れ、すじ、しわ、変形等がないものを合格とすること。

三 附属品（圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器に装置されているものに限る。）は、次のイ及びロに規定するところにより漏えい試験を行い、これに合格するものであること。

イ 附属品ごとに行うこと。

ロ 漏れのないものを合格とすること。

四 附属品（圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器に用いているものに限る。）にあつては、告示に定める基準に適合するものであること。

2.前項の規定にかかわらず、保安上支障のないものとして別に告示に定める場合にあっては当該告示に定める規格をもつて、経済産業大臣の認可を受けた場合は、当該認可に係る規格をもつて法第四十九条の四第二項の経済産業省令で定める規格とすることができる。

容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告知  
第二十九条（附属品再検査における附属品の規格）

1.第二十九条第一項第四号の附属品の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 圧縮天然ガス自動車燃料装置用附属品、圧縮水素自動車燃料装置用附属品、液化天然ガス自動車燃料装置用附属品及び圧縮水素運送自動車用附属品にあつては、次に掲げるものとする。

イ 自動車に貼付されている車載容器一覧証票に記載された容器の記号及び番号並びに附属品の記号及び番号は、当該附属品が現に装置されている容器の記号及び番号並びに附属品の記号及び番号と同一であること。

	<p>□ 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器に装置された附属品は、当該附属品が装置された容器を装置した自動車に貼付されている車載容器一覧証票に記載された容器の記号及び番号と異なる容器に装置されたことがないものであること。</p> <p>二 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器に装置されていない附属品にあっては、容器に装置されたことがないものであること。</p>
<p>容器検査所の登録</p>	<p>高压ガス保安法第五十条</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 容器検査所の登録は、5年以上10年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。</li> <li>2. 第7条各号の一に該当する者又は第53条の規定により登録を取り消され、取消の日から2年を経過しない者は、容器検査所の登録又はその更新を受けることができない。</li> <li>3. 経済産業大臣は、容器検査所の登録又はその更新の申請があつた場合において、その容器検査所の検査設備が経済産業省令で定める技術上の基準に適合すると認めるときは、登録又はその更新をしなければならない。</li> <li>4. 経済産業大臣は、容器再検査又は附属品再検査の実施を適正にするため特に必要があると認めるときは、容器検査所の登録又はその更新に際し、その容器検査所において容器再検査又は附属品再検査を行うことができる容器又は附属品の種類を制限することができる。</li> </ol> <p>容器保安規則第三十条（容器検査所の登録の手続）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 法第五十条第一項の規定により登録の更新を受けようとする者は、容器検査所ごとに、様式第六の容器検査所登録更新申請書を容器検査所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。</li> <li>2. 前項の申請の際、検査設備が当該容器検査所の登録（登録の更新を受けているときは、前回の登録）を受けたときのものと異なるときは、前項の申請書に検査設備明細書を添付しなければならない。</li> </ol>
<p>登録を受けた者の義務</p>	<p>高压ガス保安法第五十一条</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 容器検査所の登録を受けた者は、容器再検査又は附属品再検査を行うべきことを求められたときは、正当な事由がある場合を除き、遅滞なく、容器再検査又は附属品再検査を行わなければならない。</li> <li>2. 容器検査所の登録を受けた者は、容器検査所の検査設備を、前条第3項の技術上の基準に適合するように維持しなければならない。</li> </ol>

	<p>容器保安規則第三十三条（検査設備の基準）</p> <p>三 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器の再検査をする容器検査所にあつては、次に掲げる検査設備を備えること。</p> <p>イ 容器の表面を清浄にするための設備</p> <p>ロ 容器の外表面を照明検査するための設備</p> <p>ハ 容器の傷、腐食等の寸法を測定するための設備</p> <p>ニ 漏えい試験のための設備</p> <p>五 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器に装置されている附属品以外の附属品の再検査をする容器検査所にあつては、気密試験及び性能試験のための検査設備を備えること。</p> <p>六 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器に装置されている附属品の再検査をする容器検査所にあつては、漏えい試験のための検査設備を備えること。</p>
検査主任者	<p>高圧ガス保安法第五十二条</p> <p>1.容器検査所の登録を受けた者は、容器検査所ごとに、経済産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者又は製造保安責任者免状の交付を受けている者のうちから、検査主任者を選任し、容器再検査又は附属品再検査の実施について監督させなければならない。</p> <p>2.容器検査所の登録を受けた者は、前項の規定により検査主任者を選任したときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。</p> <p>3.検査主任者は、誠実にその職務を行わなければならない。</p> <p>4.経済産業大臣は、検査主任者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反したとき、又はその者にその職務を行わせることが容器再検査若しくは附属品再検査の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、容器検査所の登録を受けた者に対し、検査主任者の解任を命ずることができる。</p>

高圧ガスの廃棄に係る関連法規

高圧ガスの廃棄	<p>高圧ガス保安法第二十五条</p> <p>経済産業省令で定める高圧ガスの廃棄は、廃棄の場所、数量その他廃棄の方法について経済産業省令で定める技術上の基準に従ってしなければならない</p>
---------	---



	<p>い。</p> <p style="text-align: center;">一般高圧ガス保安規則第六十二条（廃棄に係る技術上の基準）</p> <p>法第二十五条の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 廃棄は、容器とともに行わないこと。</li> <li>二 可燃性ガスの廃棄は、火気を取り扱う場所又は引火性若しくは発火性の物をたい積した場所及びその付近を避け、かつ、大気中に放出して廃棄するときには、通風の良い場所で少量ずつすること。</li> <li>三 毒性ガスを大気中に放出して廃棄するときは、危険又は損害を他に及ぼすおそれのない場所で少量ずつすること。</li> <li>四 可燃性ガス又は毒性ガスを継続かつ反復して廃棄するときは、当該ガスの滞留を検知するための措置を講じてすること。</li> <li>五 酸素又は三フッ化窒素の廃棄は、バルブ及び廃棄に使用する器具の石油類、油脂類その他の可燃性の物を除去した後に行うこと。</li> <li>六 廃棄した後は、バルブを閉じ、容器の転倒及びバルブの損傷を防止する措置を講ずること。</li> <li>七 充てん容器等のバルブは、静かに開閉すること。</li> <li>八 充てん容器等、バルブ又は配管を加熱するときは、次に掲げるいずれかの方法により行うこと。 <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 熱湿布を使用すること。</li> <li>ロ 温度四十度以下の温湯その他の液体（可燃性のもの及び充てん容器等、バルブ又は充てん用枝管に有害な影響を及ぼすおそれのあるものを除く。）を使用すること。</li> <li>ハ 空気調和設備（空気の温度を四十度以下に調節する自動制御装置を設けたものであつて、火気で直接空気を加熱する構造のもの及び可燃性ガスを冷媒とするもの以外のものに限る。）を使用すること。</li> </ul> </li> </ul>
--	--

高圧ガス容器の処分に関わる関連法規

<p>くず化 その他の処分</p>	<p>高圧ガス保安法第五十六条</p> <p>1.経済産業大臣は、容器検査に合格しなかった容器がこれに充てんする高圧ガスの種類又は圧力を変更しても第四十四条第四項の規格に適合しないと認めるときは、その所有者に対し、これをくず化し、その他容器として使用することができないように処分すべきことを命ずることができる。</p> <p>2.協会又は指定容器検査機関は、その行う容器検査に合格しなかった容器がこれに充てんする高圧ガスの種類又は圧力を変更しても第四十四条第四項の</p>
-----------------------	--

	<p>規格に適合しないと認めるときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に報告しなければならない。</p> <p>3. 容器の所有者は、容器再検査に合格しなかった容器について三月以内に第五十四条第二項の規定による刻印等がされなかったときは、遅滞なく、これをくず化し、その他容器として使用することができないように処分しなければならない。</p> <p>4. 前三項の規定は、附属品検査又は附属品再検査に合格しなかった附属品について準用する。この場合において、第一項及び第二項中「これに」とあるのは「その附属品が装置される容器に」と、「第四十四条第四項」とあるのは「第四十九条の二第四項」と、前項中「について三月以内に第五十四条第二項の規定による刻印等がされなかつたとき」とあるのは「について」と読み替えるものとする。</p> <p>5. 容器又は附属品の廃棄をする者は、くず化し、その他容器又は附属品として使用することができないように処分しなければならない。</p> <div data-bbox="459 922 1345 1326" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>高圧ガス保安法及び高圧ガス保安法施行令の運用及び解釈について</p> <p>くず化その他の処分とは、例えば、容器を二つに切断する等、その後加工しても一度くず化された容器であることが容易に確認できるような処置を施すことをいい、単に容器に小さな穴を開ける等その穴を埋めた場合、一度くず化された容器であることが容易に確認できず、再び容器として使用されるおそれのあるような処置を施すことは含まれない。</p> <p>可燃性ガスの容器をくず化するときは、内部の可燃性ガスを完全に水等で放出してから実施することが望ましい。</p> </div> <div data-bbox="459 1375 1345 1673" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>容器保安規則六十九条（容器の規格不適合の報告）</p> <p>協会又は指定容器検査機関は、法第五十六条第二項の報告をしようとするときは、様式第三十三の容器規格不適合報告書を当該容器の所在地を管轄する産業保安監督部長（内容積が五百リットル以下の容器（鉄道車両に固定するものを除く。）に係るものにあつては、当該容器の所在地を管轄する都道府県知事）に提出しなければならない。</p> </div>
--	--

高圧ガスの移動に係る関連法規

<p>高圧ガスの移動</p>	<p>高圧ガス保安法第二十三条</p> <p>1. 高圧ガスを移動するには、その容器について、経済産業省令で定める保安上必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2. 車両（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第一項に規定する</p>
----------------	---

道路運送車両をいう。)により高圧ガスを移動するには、その積載方法及び移動方法について経済産業省令で定める技術上の基準に従ってしなければならない。

一般高圧ガス保安規則第五十条

(その他の場合における移動に係る技術上の基準等)

前条に規定する場合以外の場合における法第二十三条第一項の経済産業省令で定める保安上必要な措置及び同条第二項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次に掲げるものとする。

- 一 充てん容器等を車両に積載して移動するとき(容器の内容積が二十リットル以下である充てん容器等(毒性ガスに係るものを除く。)のみを積載した車両であって、当該積載容器の内容積の合計が四十リットル以下である場合を除く。)は、当該車両の見やすい箇所に警戒標を掲げること。ただし、次に掲げるもののみを積載した車両にあつては、この限りでない。
- 二 充てん容器等は、その温度(ガスの温度を計測できる充てん容器等にあつては、ガスの温度)を常に四十度以下に保つこと。
- 三 一般複合容器等であつて当該容器の刻印等により示された年月から十五年を経過したもの(容器保安規則第二条第十二号に規定する圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、同条第十三号に規定する圧縮水素自動車燃料装置用容器又は同条第十七号の二に規定する圧縮水素運送自動車用容器にあつては、同規則第八条第一項第十号の充てん可能期限年月日を経過したもの)を高圧ガスの移動に使用しないこと。
- 四 充てん容器等(内容積が五リットル以下のものを除く。)には、転落、転倒等による衝撃及びバルブの損傷を防止する措置を講じ、かつ、粗暴な取扱いをしないこと。
- 五 次に掲げるものは、同一の車両に積載して移動しないこと。
  - イ 充てん容器等と消防法(昭和三十二年法律第八十六号)第二条第七項に規定する危険物(圧縮天然ガス又は不活性ガスの充てん容器等(内容積百二十リットル未満のものに限る。))と同法別表に掲げる第四類の危険物との場合及びアセチレン又は酸素の充てん容器等(内容積が百二十リットル未満のものに限る。)と別表に掲げる第四類の第三石油類又は第四石油類の危険物との場合を除く。)
  - ロ 塩素の充てん容器等とアセチレン、アンモニア又は水素の充てん容器等
- 六 可燃性ガスの充てん容器等と酸素の充てん容器等とを同一の車両に積載して移動するときは、これらの充てん容器等のバルブが相互に向き合わないようすること。
- 八 可燃性ガス、酸素又は三フッ化窒素の充てん容器等を車両に積載して移動するときは、消火設備並びに災害発生防止のための応急措置に必要な資材及び工具等を携行すること。ただし、容器の内容積が二十リットル以下である充てん容器等のみを積載した車両であつて、当該積載容器の内容積の合計が四十リットル以下である場合

	<p>にあつては、この限りでない。</p> <p>十一 充てん容器等を車両に積載して移動する場合において、駐車するときは、当該充てん容器等の積み卸しを行うときを除き、第一種保安物件の近辺及び第二種保安物件が密集する地域を避けるとともに、交通量が少ない安全な場所を選び、かつ、移動監視者又は運転者は食事その他やむを得ない場合を除き、当該車両を離れないこと。ただし、容器の内容積が二十リットル以下である充てん容器等（毒性ガスに係るものを除く。）のみを積載した車両であつて、当該積載容器の内容積の合計が四十リットル以下である場合にあつては、この限りでない。</p> <p>十二 前条第一項第十七号に掲げる高圧ガスを移動するとき（当該ガスの充てん容器等を車両に積載して移動するときに限る。）は、同項第十七号から第二十号までの基準を準用する。この場合において、同項第二十号口中「容器を固定した車両」とあるのは「当該ガスの充てん容器等を積載した車両」と読み替えるものとする。</p> <p>十三 前条第一項第二十一号に規定する高圧ガスを移動するとき（当該容器を車両に積載して移動するときに限る。）は、同号の基準を準用する。ただし、容器の内容積が二十リットル以下である充てん容器等（毒性ガスに係るものを除き、高圧ガス移動時の注意事項を示したラベルが貼付されているものに限る。）のみを積載した車両であつて、当該積載容器の内容積の合計が四十リットル以下である場合にあつては、この限りでない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">バラ積み容器による移動に係る技術上の基準等の概要</p> <p>(1) 警戒標の掲示</p> <p>(2) 一般複合容器等は、刻印等の年月から15年を経過したものは使用禁止</p> <p>(3) 容器温度は、40度以下に保つこと。</p> <p>(4) 突出したバルブのある液化石油ガスの充てん容器等には、固定式プロテクター又はキャップを施すこと。</p> <p>(5) 容器の転落、転倒防止措置、バルブの損傷防止措置、粗暴な取り扱いの禁止</p> <p>(6) 混載の禁止</p> <p style="padding-left: 20px;">次の容器等は、同一の車両に積載して移動しないこと。</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 充てん容器等と消防法危険物</p> <p style="padding-left: 40px;">ただし、LPガス、圧縮天然ガス、不活性ガスの充てん容器等（内容積120L未満のものに限る）と第4類の危険物との場合及びアセチレン、酸素の充てん容器等（内容積120L未満のものに限る）と第4類の第3石油類又は第4石油類の危険物との場合を除く。</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 塩素の充てん容器等とアセチレン、アンモニア、水素の充てん容器等</p> <p>(7) 可燃性ガス（液化石油ガスを含む。以下同じ。）及び酸素の充てん容器等を同一車両で移動するときは、これらの充てん容器等のバルブが相互に向</p> </div>
--	--

きあわないようにすること。

(8) 毒性ガスの充てん容器等には、木枠又はパッキンを施すこと。

(9) 可燃性ガス又は酸素の充てん容器等を車両により移動するときは、消火設備、防災資材、工具等を携行すること。

( 解釈例 )

可燃性ガス又は酸素を移動するときに携行する消火設備並びに必要な資材及び工具等は、次の各号に定めるものとする。

これらの携行する用具、資材等は月に回以上点検し、常に正常な状態に維持するものとする。

1. 消火設備

1.1 車両に固定した容器により移動する場合に携行する消火設備は次の表に掲げる消火器とし、速やかに使用できる位置に取り付けたものであること。

ガスの区分	消火器の種類		備付け個数
	消火薬剤の種類	能力単位	
可燃性ガス	粉末消火剤	B-10以上	車両の左右にそれぞれ1個以上
酸素	粉末消火剤	B-8以上	車両の左右にそれぞれ1個以上

備考 能力単位は、「消火器の技術上の規格を定める省令」(昭和39年自治省令第27号)に基づき定められたものをいう。(以下同じ。)

1.2 充てん容器等を車両に積載して移動する場合に携行する消火設備は、次の表に掲げる消火器とし、速やかに使用できる位置に取り付けたものであること。

移動するガス量 による区分	消火器の種類		備付け個数
	消火薬剤の種類	能力単位	
圧縮ガス100m3 又は液化ガス 1,000kgを 超える 場合	粉末消火剤	B-10以上	2個以上
圧縮ガス15m3 を超え100m3 以下又は液化ガス 150kgを超え 1,000kg以下の	粉末消火剤	B-10以上	1個以上

		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="528 230 719 282">場合</td> <td data-bbox="719 230 911 282"></td> <td data-bbox="911 230 1102 282"></td> <td data-bbox="1102 230 1289 282"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="528 282 719 481">圧縮ガス15m<sup>3</sup> 又は液化ガス 150kg以下の場 合</td> <td data-bbox="719 282 911 481">粉末消火剤</td> <td data-bbox="911 282 1102 481">B-3以上</td> <td data-bbox="1102 282 1289 481">1個以上</td> </tr> </table> <p data-bbox="496 495 1315 618">備考 一つの消火器の消火能力が所定の能力単位に満たない場合にあっては、追加して取り付ける他の消火器との合算能力が所定の能力単位に相当した能力以上であればその所定の能力単位の消火器を取り付けたものとみなすことができる。</p> <p data-bbox="496 640 692 669">2. 資材及び工具等</p> <p data-bbox="517 689 1016 719">資材及び工具等は次の表に掲げるものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="496 730 780 781">品目</th> <th data-bbox="780 730 1067 781">仕様</th> <th data-bbox="1067 730 1321 781">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="496 781 780 833">赤旗</td> <td data-bbox="780 781 1067 833"></td> <td data-bbox="1067 781 1321 833"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="496 833 780 936">赤色合図灯 又は懐中電灯</td> <td data-bbox="780 833 1067 936">車両備付け品でよい。</td> <td data-bbox="1067 833 1321 936"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="496 936 780 987">メガホン</td> <td data-bbox="780 936 1067 987"></td> <td data-bbox="1067 936 1321 987"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="496 987 780 1090">ロープ</td> <td data-bbox="780 987 1067 1090">長さ15m以上のもの2本以上</td> <td data-bbox="1067 987 1321 1090"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="496 1090 780 1142">漏えい検知液</td> <td data-bbox="780 1090 1067 1142"></td> <td data-bbox="1067 1090 1321 1142"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="496 1142 780 1193">車輪止め</td> <td data-bbox="780 1142 1067 1193">2個以上</td> <td data-bbox="1067 1142 1321 1193"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="496 1193 780 1391">容器バルブ開閉用 ハンドル</td> <td data-bbox="780 1193 1067 1391">移動する容器に適合した もの</td> <td data-bbox="1067 1193 1321 1391">車両に固定した容器及び容器にバルブ開閉用ハンドルが装着されている場合を除く。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="496 1391 780 1494">容器バルブグランドスパ ナ又はモンキースパナ</td> <td data-bbox="780 1391 1067 1494">移動する容器に適合した もの</td> <td data-bbox="1067 1391 1321 1494">車両に固定した容器の を除く</td> </tr> <tr> <td data-bbox="496 1494 780 1545">革手袋</td> <td data-bbox="780 1494 1067 1545"></td> <td data-bbox="1067 1494 1321 1545"></td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="488 1552 1318 1581">(10) 毒性ガスの充てん容器等を移動する場合は、緊急用具を携行すること。</p> <p data-bbox="488 1601 1166 1630">(11) 除害の措置を講ずること。(アルシン又はセレン化水素)</p> <p data-bbox="488 1650 703 1680">(12) 駐車する場合</p> <p data-bbox="541 1700 1340 1776">ア 第1種保安物件、第2種保安物件の密集地を避け、交通量が少ない安全な場所を選ぶこと。</p> <p data-bbox="541 1796 1340 1872">イ 移動監視者又は運転者は、やむを得ない場合を除き、車両を離れないこと。</p> <p data-bbox="488 1892 1066 1921">(13) 指定数量以上又は特殊高圧ガスを移動する場合</p> <p data-bbox="552 1942 654 1971">指定数量</p>	場合				圧縮ガス15m <sup>3</sup> 又は液化ガス 150kg以下の場 合	粉末消火剤	B-3以上	1個以上	品目	仕様	備考	赤旗			赤色合図灯 又は懐中電灯	車両備付け品でよい。		メガホン			ロープ	長さ15m以上のもの2本以上		漏えい検知液			車輪止め	2個以上		容器バルブ開閉用 ハンドル	移動する容器に適合した もの	車両に固定した容器及び容器にバルブ開閉用ハンドルが装着されている場合を除く。	容器バルブグランドスパ ナ又はモンキースパナ	移動する容器に適合した もの	車両に固定した容器の を除く	革手袋		
場合																																								
圧縮ガス15m <sup>3</sup> 又は液化ガス 150kg以下の場 合	粉末消火剤	B-3以上	1個以上																																					
品目	仕様	備考																																						
赤旗																																								
赤色合図灯 又は懐中電灯	車両備付け品でよい。																																							
メガホン																																								
ロープ	長さ15m以上のもの2本以上																																							
漏えい検知液																																								
車輪止め	2個以上																																							
容器バルブ開閉用 ハンドル	移動する容器に適合した もの	車両に固定した容器及び容器にバルブ開閉用ハンドルが装着されている場合を除く。																																						
容器バルブグランドスパ ナ又はモンキースパナ	移動する容器に適合した もの	車両に固定した容器の を除く																																						
革手袋																																								

		<p>圧縮ガス（可燃性ガス、酸素は 300m<sup>3</sup>、毒性ガスは 100m<sup>3</sup>）          液化ガス（可燃性ガス、酸素は 3,000kg、毒性ガス 1000kg）          特殊高压ガス</p> <p>ア 移動監視者を同乗させること。（免状又は講習修了証の携帯）          イ 移動中充てん容器等が危険な状態となった場合又は事故が発生した場合に荷送人への連絡の措置、共同して対応するための組織又は移動経路近辺の高压ガス関係者から応援を受けるための措置、災害拡大防止の必要な措置を講ずること。          ウ 繁華街、人混みを避けて運送すること。          エ 長距離の運送は、運転者 2 名で行うこと。</p> <p>（14）可燃性ガス、毒性ガス又は酸素の高压ガスを移動する場合          高压ガスの名称、性状及び移動中の災害防止のために必要な注意事項を記載した書面を運転者に携帯させ遵守させること。</p>
--	--	---

高压ガスの貯蔵に係る関連法規

<p>高压ガスの貯蔵</p>	<p>高压ガス保安法第十五条          高压ガスの貯蔵は、経済産業省令で定める技術上の基準に従ってしなければならない。ただし、第一種製造者が第五条第一項の許可を受けたところから従って貯蔵する高压ガス若しくは液化石油ガス法第六条の液化石油ガス販売事業者が液化石油ガス法第二条第四項の供給設備若しくは液化石油ガス法第三条第二項第三号の貯蔵施設において貯蔵する液化石油ガス法第二条第一項の液化石油ガス又は経済産業省令で定める容積以下の高压ガスについては、この限りでない。</p> <p>高压ガス保安法第十七条の二          容積三百立方メートル以上の高压ガスを貯蔵するとき（第十六条第一項本文に規定するときを除く。）は、あらかじめ、都道府県知事に届け出て設置する貯蔵所（以下「第二種貯蔵所」という。）においてしなければならない。ただし、第一種製造者が第五条第一項の許可を受けたところから従って高压ガスを貯蔵するとき、又は液化石油ガス法第六条の液化石油ガス販売事業者が液化石油ガス法第二条第四項の供給設備若しくは液化石油ガス法第三条第二項第三号の貯蔵施設において液化石油ガス法第二条第一項の液化石油ガスを貯蔵するときは、この限りでない。</p> <table border="1" data-bbox="435 1821 1337 2002"> <tr> <td data-bbox="435 1821 1337 1877"> <p>一般高压ガス保安規則第十八条（貯蔵の方法に係る技術上の基準等）</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="435 1877 1337 2002"> <p>法第十五条第一項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。</p> </td> </tr> </table>	<p>一般高压ガス保安規則第十八条（貯蔵の方法に係る技術上の基準等）</p>	<p>法第十五条第一項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。</p>
<p>一般高压ガス保安規則第十八条（貯蔵の方法に係る技術上の基準等）</p>			
<p>法第十五条第一項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。</p>			

	<p>二 容器（高圧ガスを燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器を除く。）により貯蔵する場合にあっては、次に掲げる基準に適合すること。</p> <p>イ 可燃性ガス又は毒性ガスの充てん容器等の貯蔵は、通風の良い場所であること。</p> <p>ロ 第六条第二項第八号の基準に適合すること。</p> <p>ホ 貯蔵は、船、車両若しくは鉄道車両に固定し、又は積載した容器（消火の用に供する不活性ガス及び消防自動車、救急自動車、救助工作車その他緊急事態が発生した場合に使用する車両に搭載した緊急時に使用する高圧ガスを充てんしてあるものを除く。）によりしないこと。ただし、法第十六条第一項の許可を受け、又は法第十七条の二第一項の届出を行ったところに従って貯蔵するときは、この限りでない。</p> <p>ヘ 一般複合容器等であって当該容器の刻印等において示された年月から十五年を経過したもの（容器保安規則第二条第十二号に規定する圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、同条第十三号に規定する圧縮水素自動車燃料装置用容器又は同条第十七号の二に規定する圧縮水素運送自動車用容器にあっては、同規則第八条第一項第十号の充てん可能期限年月日を経過したものを）を高圧ガスの貯蔵に使用しないこと。</p> <p>三 高圧ガスを燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器により貯蔵する場合にあっては、前号への基準に適合すること。</p> <p>（貯蔵の規制を受けない容積）</p> <p>法第十五条第一項 ただし書の経済産業省令で定める容積は、〇・一五立方メートルとする。</p>
--	---



**リサイクル適性 (A)**

この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。